

はしがき

国土交通省国土技術政策総合研究所と独立行政法人建築研究所は、住宅・建築物の一次エネルギー消費量の算定方法を開発するため、特に平成13年度以降の自立循環型住宅技術開発に関する一連の研究等において、基礎部分からの理論構築及び実証実験等による特性値の収集に取り組んできた。平成21年度以降においては、両研究所と一般社団法人日本サステナブル建築協会における調査研究との連携により算定ロジックのプログラム化に、独立行政法人建築研究所と国土交通省建築基準整備促進事業の事業主体との共同研究の実施によりエネルギー消費量算定の前提となる建物や室の使用条件及び設備機器の実使用条件下におけるエネルギー効率情報取得に目処をつけることができた。

本資料は、これら研究成果を踏まえ、両研究所も参画して策定された平成25年1月公布の、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号、以下「省エネルギー基準」とする。）を掲載するとともに、これらの技術基準に則って、住宅の一次エネルギー消費量を算定するために開発されたプログラムの使用方法の解説を掲載している。なお、住宅以外の建築物及び共同住宅については当資料と同時に別途刊行される「非住宅建築物編」に掲載している。なお、一次エネルギー消費量算定プログラムは国土交通省国土技術政策総合研究所と独立行政法人建築研究所を通じて一般に公表される。

算定対象としたエネルギー用途は、住宅については暖冷房、換気、給湯、照明であり、建築物については空調、換気、給湯、照明、昇降機である。また、住宅及び建築物のいずれに関しても太陽光発電やコーチェネレーションによる発電分等についても算定が可能となっている。

なお、平成24年12月に出版された国土技術政策総合研究所資料第701号・建築研究資料第139号は、平成24年12月に公布された低炭素建築物認定基準に関するプログラムの解説書であり、本資料とは対象とする法律が異なる。低炭素建築物認定基準と省エネルギー基準ではプログラムは共通で用いられるため両資料の内容はほぼ同じであるが、本資料では一部加筆・修正して内容を更新している。

最後に、両研究所が主体となって構築してきた建物のエネルギー消費量の算定ロジックの充実やプログラム化に貢献された一般社団法人日本サステナブル建築協会及び関連する様々な調査活動にご協力いただいた学識経験者、民間技術者の方々に深甚なる謝意を表したい。本資料及び本資料が解説するプログラムは関係者の方々のご貢献なしには完成しなかったものである。

平成25年11月

国土交通省国土技術政策総合研究所

副所長 金井昭典

独立行政法人建築研究所

理事長 坂本雄三

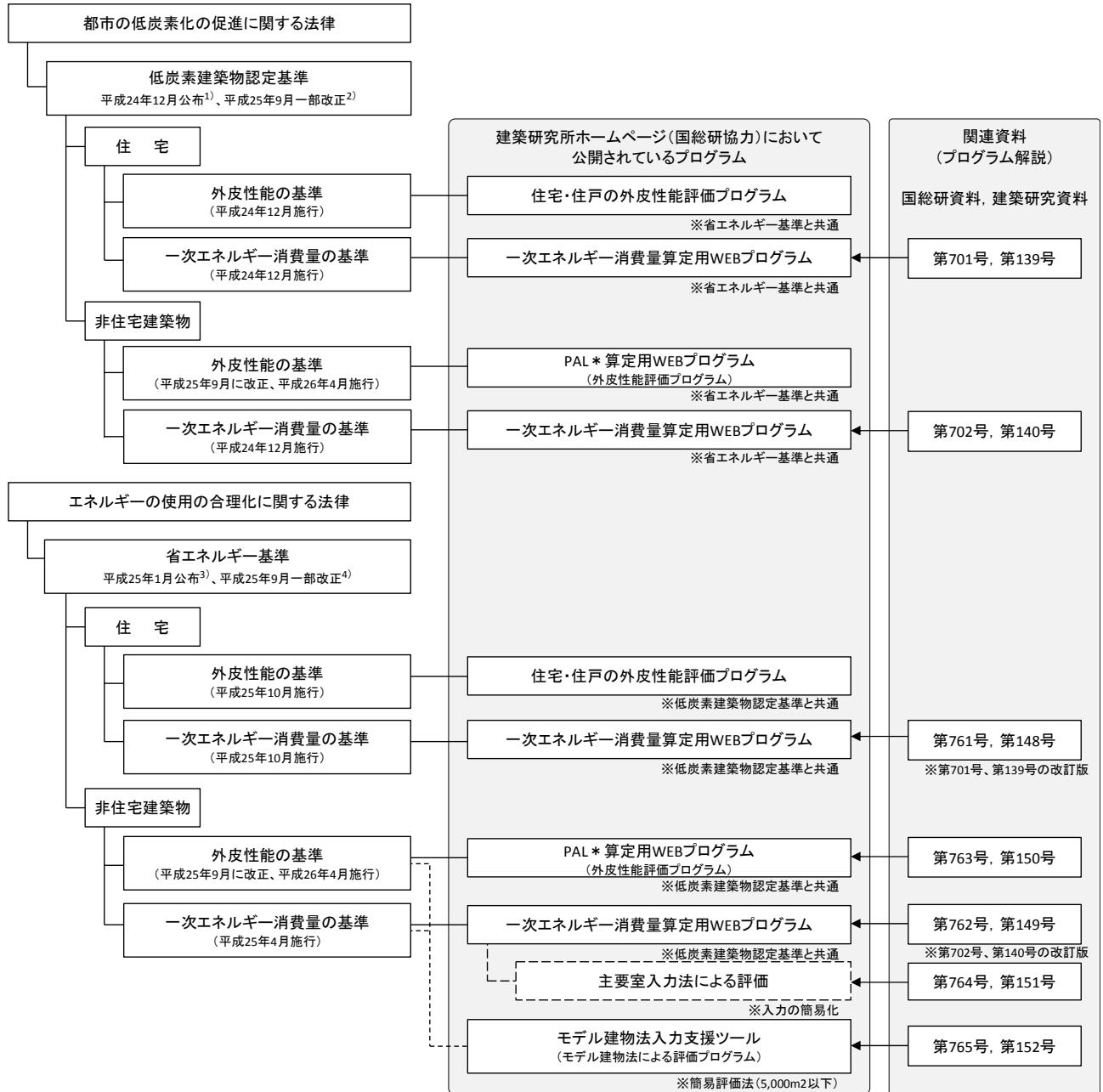
なお、国土交通省国土技術政策総合研究所と独立行政法人建築研究所は、本資料を参考にして計算したプログラムの結果に關し、何らの保証責任及び賠償責任を負うものではない。

関連資料の位置づけ

国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所は、低炭素建築物認定基準及び省エネルギー基準に則った各種算定プログラムを公開するとともに、その解説資料を発行している。以下に関連資料の一覧及びその位置づけを示す。

関連資料一覧

資料題目	資料番号		発行年月
	国総研 資料	建築研究 資料	
低炭素建築物認定基準（平成24年12月公布）等 関係技術資料 － 一次エネルギー消費量算定プログラム解説（住宅編）－	第701号	第139号	平成24年 12月
低炭素建築物認定基準（平成24年12月公布）等 関係技術資料 － 一次エネルギー消費量算定プログラム解説（建築物編）－	第702号	第140号	同上
平成25年省エネルギー基準（平成25年1月公布）等 関係技術資料 － 一次エネルギー消費量算定プログラム解説（住宅編）－	第761号	第148号	平成25年 11月
平成25年省エネルギー基準（平成25年1月公布）等 関係技術資料 － 一次エネルギー消費量算定プログラム解説（非住宅建築物編）－	第762号	第149号	同上
平成25年省エネルギー基準（平成25年9月公布）等 関係技術資料 － 非住宅建築物の外皮性能評価プログラム解説－	第763号	第150号	同上
平成25年省エネルギー基準（平成25年9月公布）等 関係技術資料 － 主要室入力法による非住宅建築物の 一次エネルギー消費量算定プログラム解説－	第764号	第151号	同上
平成25年省エネルギー基準（平成25年9月公布）等 関係技術資料 － モデル建物法による非住宅建築物の 外皮性能及び一次エネルギー消費量評価プログラム解説－	第765号	第152号	同上



1) 平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号

2) 平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号、平成25年経済産業省・国土交通省・環境省告示第149号一部改正

3) 平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号

4) 平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号、平成25年経済産業省・国土交通省告示第7号一部改正

関連資料の位置づけ (技術基準、プログラムとの関係)